

業務委託共通仕様書

第1章 総 則

1. 1 業務の目的
本業務委託（以下「業務」という。）は、明石市において、道路台帳を整備するにあたり、特記仕様書に示す事項につき、道路台帳の作成を行うことを目的とする。
1. 2 一般仕様書の適用
業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。
1. 3 費用の負担
業務の検査等に必要な費用は、原則として受託者の負担とする。
1. 4 法令等の遵守
受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
1. 5 中立性の保持
受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。
1. 6 秘密の保持
受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
1. 7 公益確保の義務
受託者は、実務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。
1. 8 提出書類
受託者は、業務の着手及び完了に当たって、明石市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。
（イ）着手届 （ロ）工程表 （ハ）管理技術者等届 （ニ）職務分担表 （ホ）完了届
（ヘ）納品書 （ト）業務委託料請求書等
1. 9 管理技術者及び主任技術者
（１）受託者は、管理技術者及び主任技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、相当の知識経験を有する技術者を配置しなければならない。
（２）管理技術者及び主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
1. 10 工程管理
受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。
1. 11 テクリスの登録
受託者は、受注時又は変更時において業務委託料が１００万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、市担当職員の確認を受けたうえ、受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、完了時は業務完了後１０日以内に、訂正時は適宜登録しなければならない。
また、「業務実績データ」の登録後、登録機関発行の「登録内容確認書」を直ちに市担当職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
1. 12 審査
（１）受託者は、業務完了後に明石市の審査を受けなければならない。
（２）明石市の審査を受ける前に管理技術者は、納品する成果について検査し、検査したことを証明（チェックリスト表等）する資料を明石市の審査前に提出すること。
（３）業務完了後においては、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。
1. 13 引渡し
業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、明石市の検査員の検査

をもって、業務の完了とする。

1. 14 関係官公庁等の協議
受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。
1. 15 参考資料の貸与
明石市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。
1. 16 参考文献等の明記
業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。
1. 17 証明書の交付
必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請によるものとする。受託者は、現地作業する場合、市が発行する証明書（土地立入証）を携帯して作業を行うこと。また、業務完了後、市へ証明書を返却するものとする。
1. 18 事故等
業務遂行中の事故等の責任及び処理については、全て受託者において行うこと。
1. 19 疑義の解釈
本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、明石市と受託者の協議によるものとする。

第2章 道路台帳整備業務

2. 1 一般的事項
受託者は、道路台帳の整備にあたり、十分な計画検討を加えるとともに、問題点及び疑義が生じた時は遅滞なく打合せを行うものとする。
2. 2 業務の手順
(1) 業務は十分協議打合せの後施行するものとする。
(2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
(3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。
2. 3 資料収集
業務上必要な資料については、関係官庁、企業体等において十分調査したうえで、収集しなければならない。
2. 4 現地踏査
現地踏査は、台帳対象区域のみならず、区域外であっても関連する区域については、十分な踏査を行わなければならない。
2. 5 台帳整備
受託者は台帳整備に先立ち、実施計画書（要領書）を提出し、市担当職員の承諾を受けなければならない。

第3章 提出図書

3. 1 提出図書
成果品は、特記仕様書を参照のこと。
3. 2 成果品の帰属
本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。

第4章 参考図書

4. 1 参考図書
業務は、下記の最新版図書を参考にして行うものとする。
 1. 土木設計業務等委託必携（兵庫県県土整備部）
 2. 道路台帳の手引き（明石市）
4. 2 上記以外の図書
上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ市担当職員の承諾を受けなければならない。